

◆ 附属図書館サービス案内

東京大学には、本郷地区キャンパスの総合図書館、駒場地区キャンパスの駒場図書館、柏地区キャンパスの柏図書館という3つの拠点図書館があり、加えて各学部・研究科や研究所等にそれぞれ設置された27の部局図書館があります。これら30の図書館・室が一体となってサービスを提供しているのが「東京大学附属図書館」です。

本郷地区キャンパスの総合図書館は、所蔵資料数や建物面積等でも附属図書館の中で最大規模です。多くの図書・雑誌を擁し、大閲覧室やグループ学習に利用できるプロジェクトボックス、閲覧個室や個人用防音ブース、教育用計算機システム（ECCS）端末などもある本館と、グループワークやディスカッションなど会話をしながら学習・研究が行える別館ライブラリープラザ（LP）から構成されています。

駒場図書館は前期課程の学生にとって最も身近な図書館であり、駒場地区キャンパスでの多彩な講義や学習に即した幅広い分野の学習用図書と自習環境を提供しています。柏図書館は柏地区キャンパスの中心的な図書館であるとともに、自然科学系雑誌のバックナンバー40万冊以上が収納された自動書庫を備えています。部局図書館はそれぞれの学部・研究所等の特色を反映した個性豊かな図書館・室です。利用の際は、附属図書館ウェブサイト「図書館一覧」のページから各図書館・室の案内をご確認ください。

・附属図書館ホームページ <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/>

以下は、附属図書館全体のサービス案内です。

1. 図書館利用のための登録

学部学生・大学院学生は、学務システム（UTAS）に連絡先が登録されていれば図書館利用のための登録手続きは不要です。研究生等これに該当しない方は学生証を持参し、所属部局の図書館で手続きを行ってください。

2. 資料の検索

東京大学OPACでは、各図書館が所蔵する図書や雑誌の他、利用可能な電子ブック、電子ジャーナルを検索することができます。学外から電子ジャーナルや電子ブックを利用する場合は、UTokyo Accountでサインインしてください。（学内者限定）

また、利用できるデータベースも多数ありますので、確認してみてください。

・東京大学OPAC <https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>

・データベース一覧 <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/database>

・E-journal & E-book Portal <https://vs2ga4mq9g.search.serialssolutions.com/>（電子ジャーナルと電子ブックのみを検索）

3. 資料やコピー取り寄せサービス等

東京大学 OPAC の MyOPAC は、図書館を利用する方の個人専用ページです。

MyOPAC にログインすると、学内の異なるキャンパスにある資料の取り寄せ（無料）、雑誌論文のコピーの取り寄せ（有料）、学外の大学図書館等からの資料やコピーの取り寄せ（有料）、貸出期間の延長、購入希望図書のリクエスト、検索結果のブックマーク等、様々な図書館サービスを利用することができます。

・MyOPAC https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/opac/opac_search/?loginMode=disp

4. 図書館への調査質問・レファレンスサービス

各図書館では、利用案内に加え、必要な資料や情報を得るための支援サービスを行っています。質問は各図書館の窓口でも、ウェブ上（ASK サービス）でも受け付けています。

・ASK サービス <https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/opac/ask/>

5. 学外の図書館の利用

他大学の図書館の利用には、事前連絡や紹介状の持参が必要となる場合があります。所属部局の図書館にお問い合わせください。

6. 東京大学学術機関リポジトリ UTokyo Repository

東京大学で生産された研究成果（学術論文、学位論文、研究報告書等）を集中的に蓄積・保存し、広く発信することを目的としたサービスです。

・UTokyo Repository <https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>

7. デジタル化コンテンツ（所蔵資料のデジタル化）

貴重図書や特色ある文庫などをデジタル化し、インターネット上で公開しています。

- ・東京大学学術資産等アーカイブズポータル <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/> (学内横断検索)

8. 講習会への参加

図書館では、文献の探し方、データベースの使い方を学ぶ講習会を開催しています。レポートのための文献探し、各専門分野のデータベースの使い方など、図書館員や専門の講師がご案内します。

- ・Literacy (リテラシー) 講習会 <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/training>

◆ 教育活動における情報システムの利用案内

1. はじめに

ここでは、教育活動において利用できる情報システムについて説明します。利用を開始するには utelecon(東京大学におけるオンライン授業・ウェブ会議)ポータルサイトの学生向けスタートアップサイト <https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/oc> にアクセスしてください。

以下に、各システムの概況を示します。

2. UTokyo Account

UTokyo Account は、大学の情報サービスを利用するために提供される統合的なアカウントです。入学時に割り当てられた ID (共通 ID) は学生の間、変わりません。共通 ID をユーザ名として学生向けシステムやサービスが利用できます。また、証明書自動発行機で使用するアカウントも、UTokyo Account です。(共通 ID とは、学生証の右下に書かれた数字列の下 10 桁です。)メールアドレスを登録しておけばパスワードを忘れてしまった場合、ウェブサイトからリセットすることができます。重要なアカウントですのでセキュリティ対策として多要素認証 (MFA) の設定をお勧めします。

https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/utokyo_account/

万一、どうしてもアクセスできなくなってしまった場合には、身分証をもって所属部局の学務窓口にご相談ください。

3. UTAS と UTOL

UTAS (UTokyo Academic affairs System) は履修登録や成績確認など学生への情報サービスの提供をしています。休講・補講・教室変更に関する情報を掲出しているため、普段からこまめに確認するようにしてください。また、登録している電話番号・メールアドレス・住所などの個人情報に変更があったときは、すみやかに更新してください。

UTOL (UTokyo Learning Management System) は授業教材の配布・授業課題の提出に使用するシステムです。令和 6 年 3 月の更新に伴い、従来の ITC-LMS から名称を変更しました。

4. 教育用計算機システム (ECCS) と ECCS クラウドメール

現在の教育用計算機システムは、令和 3 年 3 月に更新されたシステムです。本システムは、macOS と Windows が動作する iMac・Mac mini を 1,200 台以上擁しており、本郷、駒場、柏の各キャンパスに分散して配置されています。これらの端末からは、MS Office、3ds max、Mathematica、MATLAB 等のアプリケーションソフトや、C/C++、Java、Ruby、Python 等のプログラミング言語が利用できます。他にも、プリンタの利用、学外からのリモートアクセス等が可能です。

UTokyo Account をお持ちの学生は所定の申請を行うことで利用権が付与されます。

ECCS 端末は駒場情報教育棟、浅野の情報基盤センター、駒場図書館、総合図書館、柏図書館の他、各学部・研究科が管理する演習室等にも設置されています。また、前述の端末とは別に、chromebox 端末 (ECCS クラウドメールアカウントで利用できる chrome OS の端末) が設置されている場所もあります。一部の設置場所では ECCS 相談員によるサポートも受けることができます。

詳細は、教育用計算機システムの広報ページ、「利用の手引」をご覧ください。

広報ページ…<https://www.ecc.u-tokyo.ac.jp/>

利用の手引き…<https://www.ecc.u-tokyo.ac.jp/guide/tebiki/index.html>

学生の教育・研究活動のために ECCS クラウドメールのアドレスが与えられます。ECCS クラウドメールは、Gmail (Google Workspace for Education) を使用しています。メールアドレスのドメインは @g.ecc.u-tokyo.ac.jp で、ローカルパート (@ より前の部分) は各自で変更可能です。詳しくは以下のウェブサイトを参照してください。

<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/google/>

5. その他のサービス

ハイブリッド・オンライン授業や教育・研究活動におけるコミュニケーションのため Zoom や Slack などのサービス、文書作成やデータ処理などのための Microsoft Office、データ分析・データ活用のための MATLAB といったソフトウェア、キャンパス無線 LAN サービスの UTokyo WiFi、学外から学内ネットワークを利用できる UTokyo VPN、学外からの電子ジャーナルアクセス EZproxy サービスなど、すべて UTokyo Account で利用可能です。

6. 問い合わせ先

利用に関する質問：utelecon サポート窓口 <https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/support/>

担当部署：情報基盤センター教育メディア部門 (ECCS, UTOL, ECCS クラウドメールなど)

情報システム本部・本部情報戦略課 (UTokyo Account, UTAS, Zoom, Slack, Microsoft License, UTokyo WiFi, UTokyo VPN など)

◆ 学生関係事務案内

本学において、教務・学生支援等に係る事務の窓口は学部・研究科ごとに置かれています。本部事務組織で学生に直接関係の深い課・チームとその仕事の分担は次のとおり（令和6年2月現在）です。

なお、「◆キャリアサポート室」、「◆相談支援研究開発センター総合窓口」、「◆学生相談所」、「◆コミュニケーションサポートルーム」、「◆精神保健支援室」、「◆ピアサポートルーム」及び「◆バリアフリー推進オフィス」については、別途各頁を参照ください。

1. 学務課

総務・企画チーム

学生生活の向上に資するため、「学生生活実態調査」を行い、その調査結果の報告書を東京大学ホームページにて公表しています。

2. 学生支援課

学生生活チーム

学生諸君の課外活動のうち、主として文化活動等に関する部門を担当しています。詳細については、直接窓口でお聞きください。

- (ア) 学生団体の設立・継続及び学外活動の届出並びに活動上の諸申請・相談等に関すること
- (イ) 届出学生団体等による課外文化活動施設の使用に関すること
- (ウ) 学生団体の旅行申込に係る学校長の承認に関すること
- (エ) 全学共用掲示場における掲示・立看板掲出の届出に関すること
- (オ) 五月祭に係る全学協議等に関すること
- (カ) 学生表彰（東京大学総長賞）に関すること
- (キ) 学生の式服（アカデミックガウン）及び「東京大学の歌」に係る調整等に関すること
- (ク) 国立科学博物館・東京国立博物館・国立美術館の協定利用に関すること
- (ケ) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の全学加入に関すること
- (コ) 学生の自治活動に関すること

体育チーム

学生諸君の課外活動のうち、主として体育活動に関する部門を担当しています。詳細については、直接窓口でお聞きください。

- (ア) 本郷地区の体育施設、検見川総合運動場・検見川セミナーハウス及び保健体育寮（スポーティア）に関すること
- (イ) 御殿下記念館の使用に関すること
- (ウ) 運動用具の貸出に関すること
- (エ) 東京大学運動会に関すること
 ※東京大学運動会ホームページ (<https://services.undou-kai.com>)
 ※「◆運動会」の頁を参照

3. 奨学厚生課

授業料等免除チーム

入学科・授業料免除及び入学科・授業料徴収猶予を担当しています。

詳細については、東京大学ウェブサイトの「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授

業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月末頃）します。

奨学チーム

留学生以外の東大独自の奨学金、日本学生支援機構による奨学金、財団等外部団体などによる奨学金を担当しています。

奨学金（奨学制度インデックス）ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02.html>

厚生チーム

学生宿舎の提供、福利厚生施設の管理に関することを担当しています。

- (ア) 学生宿舎（三鷹国際学生宿舎を除く）に関すること
 - （「◆学生宿舎案内 -三鷹国際学生宿舎を除く-」のページを参照）
- (イ) 本郷地区の福利厚生施設（消費生活協同組合、構内専門店）の管理に関すること
 - （構内で臨時に物品を販売するときは、当チームでの手続が必要です。）

国際厚生チーム

宿舎やアパート連帯保証等、外国人留学生の住居に関することを担当しています。

- (ア) 外国人留学生の宿舎入居者選考に関すること
- (イ) 外国人留学生のアパート連帯保証に関すること
- (ウ) 東京国際交流館等学外の宿舎への推薦に関すること

国際奨学チーム

海外留学及び私費外国人留学生の奨学金制度（東大独自の奨学金、日本学生支援機構による奨学金、財団等外部団体などによる奨学金）を担当しています。

- (ア) 学生の海外留学に係る各種奨学金に関すること
 - ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/scholarship-index.html>
- (イ) 私費外国人留学生の各種奨学金に関すること
- (ウ) 東京大学外国人留学生支援基金「奨学金給付事業・見舞金支給事業・一時金貸付事業」に関すること

4. 国際教育推進課

グローバル教育センターが担当する留学・国際交流プログラム、全学交換留学、国際総合力認定制度、グローバル教養科目に関する事務、留学生向けイベント等を担当しています。

- (ア) 留学・国際交流プログラム、全学交換留学（USTEP）に関すること
- (イ) 国際総合力認定制度（Go Global Gateway）に関すること
- (ウ) グローバル教養科目に関すること
- (エ) 学生交流広場の利用に関すること
- (オ) 留学生の在留資格に関すること
- (カ) 留学生向けイベント情報の提供に関すること
- (キ) 国費外国人留学生の受入れ手続きに関すること
- (ク) 留学生支援室、日本語教育センターが実施する各種業務（留学生の生活・修学に関する相談、日本語

教育等)の支援に関すること
(ケ) Global Unit Courses (GUC) に関すること

東京大学海外留学情報ウェブサイト (Go Global Website)

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/index.html>

国際総合力認定制度 (Go Global Gateway) <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-gateway/ja/index.html>

グローバル教養科目ウェブサイト <https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/globalliberalarts.html>

東京大学留学生支援ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/>

東京大学日本語教育ポータルサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/jle/ja/index.html>

Global Unit Courses (GUC) ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/en/prospective-students/guc.html>

◆ 入学料免除及び徴収猶予の取扱いについて

(学部通則 第49条の2、3、4 参照)

(大学院学則 第37条第1項 参照)

入学料免除及び徴収猶予の取扱いについては、下記要領により行います。本人からの申請により選考のうえ、決定します。

記

〈入学料免除〉

1. 新入学者（研究生、聴講生及び科目等履修生として入学する者を除く。以下同じ）で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は選考のうえ、入学料の全額又は半額を免除される制度があります。
 - (1) 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められたとき（大学院入学許可者のみ）。
 - (2) 入学前1年以内において、入学を認められた者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を認められた者若しくはその者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。
 - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、免除を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。
3. その他、学部学生については、入学月から日本学生支援機構給付奨学生に採用された場合に、その採用区分により入学料の全額または一部が免除されます。

〈入学料徴収猶予〉

1. 新入学者で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は選考のうえ、入学料の徴収を猶予される制度があります。
 - (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
 - (2) 入学前1年以内において、大学に入学する者の学資負担者が死亡し、又は大学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められるとき。
 - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、徴収猶予を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。

○入学料の免除及び徴収猶予の理由が消滅したときは、その許可は取り消されます。

申請時期は春季・秋季入学者とも、各期入学手続期間中です。詳細は、各学部・研究科等・本部奨学厚生課掲示板に掲示するとともに東京大学ウェブサイトの「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月末頃）しますので、見落とさないように注意してください。

◆ 授業料免除及び徴収猶予の取扱いについて

(学部通則 第55条、56条、57条、58条 参照)

(大学院学則 第39条第1項 参照)

授業料免除及び徴収猶予の取扱いについては、下記要領により行います。本人からの申請により前期・後期ごとに選考し、決定します。

記

〈授業料免除〉

1. 学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く。以下同じ。）で、各号の1に該当する者は選考のうえ、前期又は後期ごとに授業料の全額又は半額を免除される制度があります。また、学部学生（留学生除く）で世帯の総所得金額が218万円以下（給与収入400万円以下）の者は、学力基準及び家計基準による選考のうえ、授業料が全額免除となることもあります。
 - (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるとき。
 - (2) 次の1に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるとき。
 - ア、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受けた場合
 - イ、ア、に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
2. 前項の該当者であって、免除を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。
3. 学部学生が、日本学生支援機構給付奨学生（以下「給付奨学生」という。）に採用されている場合には、その採用区分によらず全額免除となります。なお、給付奨学生に採用されていない学部学生が授業料免除を申請する場合は、原則として給付奨学生の採用申請が併せて必要になりますので注意してください。

〈授業料徴収猶予〉

1. 学生で、次の各号の1に該当する者は、授業料の徴収を猶予される制度があります。
 - (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であるとき。
 - (2) 次の1に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるとき。
 - ア、学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - イ、ア、に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
2. 前項の該当者であって、徴収猶予を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。

○授業料の免除又は徴収猶予の理由が消滅したときは、その許可は取り消されます。

申請時期等の詳細は、各学部・研究科等・本部奨学厚生課掲示板に掲示するとともに東京大学ウェブサイト「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月末頃）しますので、見落とさないように注意してください。